

4 長薬発第 1315 号
令和 5 年 3 月 9 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員等の一部負担金の免除措置の延長について及び
東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国家公務員共済組合の組合員及び被扶養者（以下、組合員等）の一部負担金の取り扱いに関するものです。

避難指示等の対象地域における組合員等の一部負担金の免除措置につきましては、令和5年2月28日までとなっておりますが、今般、帰還困難区域等及び上位所得者を除く旧避難指示区域等の組合員等の免除措置期間を令和6年2月29日まで延長することです。

また、一部負担金免除証明書の取り扱いについても示されています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（貴部会）会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会
担当：保険医療課 桐山・藤澤
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
Tel 0263-34-5511 FAX 0263-34-0075
E-mail : hoken4@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 465 号
令 和 5 年 3 月 7 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の
一部負担金の免除措置の延長等について及び
東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、財務省主計局給与共済課長及び総務省自治行政局公務員部福利課より下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等については、令和4年3月14日付け日薬業発第472号ほかにてお知らせしたところですが、今般、一部負担金の免除措置については、令和6年2月29日まで延長されるとのことです。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について（令和5年2月28日付け事務連絡、財務省主計局給与共済課長）
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について（令和5年2月28日付け事務連絡、総務省自治行政局公務員部福利課）

以上

事 務 連 絡

令和 5 年 2 月 28 日

日 本 医 師 会
日本歯科医師会
日 本 薬 剤 師 会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

(添付書類)

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 28 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和4年2月24日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置の期間を令和5年2月28日までとしておりましたが、今般、一部負担金の免除を行う期間を下記のとおり延長することとしましたので、組合員等に対して周知徹底するよう、貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対する指導方よろしくをお願いします。

記

1 一部負担金の免除措置の期間の延長について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得者（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和6年2月29日まで延長する。
- ・ 令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の上位所得層の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和5年9月30日まで延長する。

2 一部負担金免除証明書について

- （1） 一部負担金の免除措置の対象となる組合員等に対し、免除証明書を交付すること。
- （2） 旧避難指示区域等の上位所得者の組合員等を対象外としていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、令和5年8月31日を有効期限とする免除証明書

を交付し、同年9月1日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (3) 令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の上位所得層の組合員等の一部負担金の免除措置について、令和5年10月1日以降は、上位所得者の組合員等を対象外とする予定としていること。

この点、免除証明書の交付にあたっては、従前のおり、令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の組合員等に対しては、令和5年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年10月1日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した組合員等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(※1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※2) 「上位所得者」とは、「上位所得者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第43条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上の組合員をいう。

(※3) 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の区域等をいう。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 28 日

地方職員共済組合
（地方共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和4年2月24日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置の期間を令和5年2月28日までとしておりましたが、今般、一部負担金の免除を行う期間を下記のとおり延長することとしましたので、組合員等に対して周知を徹底し、適切に対応いただきますようよろしくお願いします。

記

1 一部負担金の免除措置の期間の延長について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得者（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和6年2月29日まで延長する。
- ・ 令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の上位所得層の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和5年9月30日まで延長する。

2 一部負担金免除証明書について

- （1） 一部負担金の免除措置の対象となる組合員等に対し、免除証明書を交付すること。

- (2) 旧避難指示区域等の上位所得者の組合員等を対象外としていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、令和5年8月31日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年9月1日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。
- (3) 令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の上位所得層の組合員等の一部負担金の免除措置について、令和5年10月1日以降は、上位所得者の組合員等を対象外とする予定としていること。
- この点、免除証明書の交付にあたっては、従前のとおり、令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の組合員等に対しては、令和5年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年10月1日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。
- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した組合員等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(※1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※2) 「上位所得者」とは、「上位所得者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第43条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上の組合員をいう。

(※3) 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の区域等をいう。

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省
令和5年2月

医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 28 日

日本医師会会長等 殿

財務省主計局給与共済課長
尾 崎 輝 宏

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等
における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について
及び東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取
扱いについて

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知したので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 28 日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
尾 崎 輝 宏

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員等の一部負担金の免除措置の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※１）における組合員等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について」（令和４年２月 25 日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置を延長することとしていました。

今般、一部負担金の免除措置の期間を、下記のとおり延長することとしますので、内容を御了知いただくとともに、各共済組合においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

○ 一部負担金の免除措置について

- ・帰還困難区域及び上位所得層（※２）を除く旧避難指示区域等（※３）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和 6 年 2 月 29 日までの間に係るもの
 - ・令和 4 年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の上位所得層の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和 5 年 9 月 30 日までの間に係るもの
- について、令和 5 年 2 月 28 日までと同様の免除措置を行うこと。

（※１）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※２）「上位所得層」とは、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 40 条第 1 項に定める

標準報酬の月額が 53 万円以上に該当する組合員

- (※3)「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の区域等をいう。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 28 日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
尾 崎 輝 宏

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について」（令和 5 年 2 月 28 日付け事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり行いますので、内容を御了知いただくとともに、各共済組合においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

- （１） 一部負担金の免除措置の対象となる組合員等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。
- （２） 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等（※）の組合員等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け事務連絡。以下「一部負担金免除基準通知」という。）の④から⑥並びに「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における国家公務員共済組合制度関係の特例措置について」（平成 23 年 5 月 12 日付け事務連絡）に基づき、上位所得層の組合員等を対象外としている。

この点、上位所得層の組合員等であることの判定は、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 40 条第 1 項に定める標準報酬の月額が 53 万円以上に該当する組合員に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、令和 5 年 8 月 31 日を有効期限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上位所得層となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、

同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (3) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。
- (4) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて」（平成23年5月20日付け事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別紙1（Q&A）のとおり取り扱うこととすること。
- (5) 免除証明書の取扱いについては、別紙2を活用し、周知を実施していただきたいこと。

(※)「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の区域等をいう。

※別紙1、2省略